

百五電子契約サービス利用規定（事業性証書貸付・当座貸越用）

百五電子契約サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）が提供する電子契約サービス（以下「本サービス」といいます。）をお客さまが利用する際に、お客さまと当行との間で適用される条件を定めるものです。

お客さまは、本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第1条 サービス内容

1. 本サービスは、お客さまが、インターネットに接続されているパーソナルコンピュータその他の端末（以下「端末」といいます。）により、当行所定の本サービスにかかるシステム（以下「電子契約システム」といいます。）を介して、事業性資金にかかる証書貸付（以下「証書貸付」といいます。）の契約締結または当座貸越払戻請求書を使用して借入を行う当座貸越（以下「当座貸越」といいます。）の借入申込等を行うことができるサービスです。
2. 本サービスは、当行が本サービスの利用を承諾したお客さま（以下「契約者」といいます。）のみ利用できるものとします。

第2条 利用申込

1. 本サービスの利用には、本規定の内容を承諾し、当行所定の必要書類等を添付したうえで、当行所定の申込書（以下「申込書」といいます。）にて申し込んでいただきます。
また、かかる申込と同時に、次の各号に定める事項を当行に届け出ていただきます。
（1）電子契約システム上の契約書等に電子署名を付すことにより当行との契約締結を行う権限または電子契約システムのお客さま専用サイト（以下「マイページ」といいます。）上で当座貸越払戻請求書を作成し借入申込を行う権限を有する個人（以下「署名権限者」といいます。）の、住所・氏名・生年月日・電話番号・役職名・メールアドレス。
なお、署名権限者については、契約者が個人の場合はご本人、法人の場合は当該法人の役職員に限ります。
（2）その他当行所定の届出事項。
2. 契約者と署名権限者が異なる場合、契約者は署名権限者に対し、本規定における署名権限者の義務を遵守させるものとします。また、署名権限者による義務違反の責任は契約者が負うものとします。
3. 証書貸付を利用する場合は、電子契約システム上の契約書等への電子署名にあたり、本条第1項で届け出ていただいたメールアドレスにあてて、署名用アカウント・パスワード、契約手続用URL等を送信します。また、本サービスの当座貸越を初めて利用する場合は、本条第1項で届け出ていただいたメールアドレスにあてて、債務者ごとに発行されるマイ

ページにかかる企業ID、マスター管理者ID、仮パスワード、借入申込手続用URL、認証コード等を送信します。

4. 署名権限者への署名用アカウント、マイページにかかる企業ID、マスター管理者ID（以下これらを「アカウント等」といいます。）、仮パスワード、借入申込手続用URL、認証コード等の送信をもって、本サービス利用に関する当行の承諾に代えます。本項による電子メールを受信できない場合、本サービスを利用することはできず、当行はこれについて、いっさいの責任を負いません。
5. 契約者が提出する申込書の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて申込書の提出を要するものとします。この場合、当行は、既に提出された記載に不備のある申込書を返送・廃棄等して処分することができるものとします。
6. 当行が本サービスの利用を承諾した場合であっても、当行は融資する義務を負いません。

第3条 アカウント等・パスワードの管理

1. 署名権限者は、アカウント等およびパスワードを厳重に管理するものとし、第三者にアカウント等およびパスワードをいっさい開示しないものとします。
2. アカウント等もしくはパスワードにつき、失念した場合、または盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行所定の手続により、アカウント等もしくはパスワードの再発行を速やかに依頼するものとします。
3. 当座貸越の署名権限者は、本サービスの機能によって、当座貸越の使用権限を署名権限者が指定する個人（以下「ユーザ」といいます。）に付与することができます。ユーザへの使用権限の付与に際しては、ユーザID、仮パスワード、ユーザ種別（利用者・システム管理者）、利用者の作成・承認権限、氏名等を署名権限者の責任において登録します。登録されたユーザの管理は、契約者および署名権限者の責任において行います。
4. ユーザは、自身のユーザIDおよびパスワードを厳重に管理するものとし、第三者にユーザIDおよびパスワードをいっさい開示しないものとします。
5. ユーザIDもしくはパスワードにつき、失念した場合、または盗用その他不正使用の恐れがある場合、署名権限者は本サービスの機能により、ユーザIDもしくはパスワードの再発行を速やかに実施するものとします。

第4条 利用環境

1. 使用する端末によっては、本サービスを利用できない場合があります。契約者および署名権限者ならびにユーザは自らの責任と費用負担で、本サービスを利用することができる端末の取得・維持・管理等を行うものとし、当行はこれらについて、いっさいの責任を負いません。
2. 契約者および署名権限者ならびにユーザは、本サービスを利用するために用いた端末にウイルス感染等の懸念がある場合、ただちに当行に連絡するものとします。
3. 本サービスの利用可能時間は、別途当行が定める時間とします。

なお、臨時のシステムメンテナンス等の実施に伴い、本サービスの全部または一部を利用できない時間帯が発生する場合があります。

4. 本サービスの利用は日本国内に限ります。

第5条 本人の意思による手続

1. 本サービスの証書貸付にかかる契約書等への電子署名においては、電子契約システムにて署名用アカウントおよびパスワードを正確に入力してください。入力された署名用アカウントおよびパスワードが一致した場合、本サービスの利用は、署名権限者本人の意思によるものとみなします。また、本サービスの当座貸越にかかる借入申込においては、マイページへのログイン時に入力された企業ID、マスター管理者ID、ユーザID、パスワード、認証コードが一致し、マイページ上で当座貸越払戻請求書の最終承認がなされた場合、本サービスの利用は、署名権限者本人の意思によるものとみなします。
2. 法人取引における署名権限者の意思による本サービスの利用は、契約者本人の意思によるものとみなします。

第6条 電子契約（証書貸付）の手続

1. 本サービスを利用して金銭消費貸借契約を締結する場合、当行は、当行が契約者と事前に協議した内容の契約書を電子契約システム上に表示するものとします。
2. 署名権限者は、電子契約システム上に表示された契約書の内容に誤りがないことを確認したうえで、署名用アカウントおよびパスワードを正確に入力し、署名ボタンを押下することで契約締結の意思表示を行うものとします。第2条第1項で届け出ていただいた署名権限者のメールアドレスにあてて発行された署名用アカウントおよびパスワードを使用して行われた電子署名は、署名権限者本人によるものとみなします。
3. 本サービスを利用して金銭消費貸借契約を締結する際には、資金交付と同時に当行所定の電子契約サービス利用手数料（以下「手数料」といいます。）を借入金から差引くまたは債務者の預金口座から引落すものとします。債務者の預金口座からの手数料の引落としにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含む）または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および同払戻請求書または当座小切手の提出を省略するものとします。
4. 本サービスを利用した金銭消費貸借契約は、当行が契約締結に必要なすべての事務処理を行い、契約書記載の契約日付で資金交付手続を含め、すべての手続を完了した時点で成立するものとします。
5. 契約者と当行との間で、契約内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録の記録内容を正しい契約内容とみなします。
6. 本サービスを利用して締結した契約について、訂正または取消等を行う必要が生じた場合には、当行所定の手続に従うものとします。

第7条 電子契約（当座貸越）の手続

1. 本サービスを利用して当座貸越の借入申込を行う場合、署名権限者またはユーザは、作成日、請求金額、入金希望日等、当行の定める事項をマイページ上で入力し、当座貸越払戻請求書を作成します。
2. 署名権限者またはユーザは、当座貸越払戻請求書の内容に誤りがないこと、および当行の定める事項を確認のうえ、当行に当座貸越の借入申込を行います。本サービスを利用した当座貸越の借入申込については、借入希望日の2営業日前までに行うものとします。
なお、当座貸越には当行所定の審査があり、本サービスは申込内容どおりの融資を確約するものではありません。
3. 当行は、借入申込の都度、必要な事務手続を行います。マイページ上での当座貸越払戻請求書の最終承認後、借入申込の内容を訂正または取消する必要がある場合には、当行が借入申込を差戻し、署名権限者またはユーザにその旨を通知します。
4. 契約者と当行との間で、取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録の記録内容を正しい取引内容とみなします。
5. 本サービスを利用して作成した当座貸越払戻請求書について、訂正または取消等を行う必要が生じた場合には、当行所定の手続に従うものとします。

第8条 セキュリティ対策

契約者または署名権限者もしくはユーザは、本サービスの利用にあたり使用する端末へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止等の措置を実施したうえで、本サービスを利用するものとします。

第9条 禁止事項

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり本規定に定める事項を遵守するほか、次の各号に該当する行為を行わないものとします。また、契約者は、署名権限者ならびにユーザにも、次の各号に該当する行為を行わせないものとします。
 - (1) 本サービス利用時に虚偽の内容を送信・登録する行為
 - (2) 本サービスの利用により入手した情報を転用または改ざんする行為
 - (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
 - (4) 他のお客さまのアカウント等もしくはユーザIDまたはパスワードを不正に使用する行為
 - (5) 本サービスに関する当行またはその権利者の知的財産権を侵害し、または侵害する恐れのある行為
 - (6) 当行、他のお客さま、または第三者の財産・プライバシーを侵害し、または侵害する恐れのある行為
 - (7) 当行、他のお客さま、または第三者に不利益または損害を与える行為、または不利益を与える可能性のある行為

- (8) 本サービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為
 - (9) 法令または公序良俗に反する行為
 - (10) その他、当行が不適切と判断する行為
2. 前項各号に該当する行為または契約者または署名権限者もしくはユーザの責めに帰すべき事由により、当行に損害を与えた場合には、契約者は当行が被った損害を賠償する責任を負うものとします。また、契約者または署名権限者もしくはユーザが、かかる行為または事由により、第三者に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、当行はいっさい関与しないものとします。
3. 当行は、契約者または署名権限者もしくはユーザが本条第1項各号に該当する行為を行った場合には、事前に通知することなく、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または利用停止することができるものとします。

第10条 免責事項

1. 次の各号の事由による本サービスの全部もしくは一部の利用不能または取扱の遅延等により生じた損害については、当行はいっさいの責任を負いません。
- (1) 天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由のあるとき
 - (2) 通信機器およびコンピュータ等に障害が生じたとき
 - (3) 電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネット等に障害が生じたときの不通または混雑、通信業者のシステム障害等が生じたとき
 - (4) 技術上もしくは運用上の事由により、本サービスを停止する必要があると当行が判断したとき
 - (5) 前条第3項により本サービスの利用を制限または停止するとき
 - (6) その他、当行の責めに帰すべからざる事由
2. アカウント等またはユーザIDおよびパスワードの一致により本サービスが利用された場合は、アカウント等またはユーザIDもしくはパスワードにつき不正使用、盗用、および通信電文の改ざん、盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行はいっさいの責任を負いません。
3. 契約者もしくは署名権限者が提出した申込書等に押された印影について、当行が、印鑑証明書もしくは当行へ届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行はいっさいの責任を負いません。
4. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスにかかわる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます。）、当行は契約者もしくは署名権限者の承諾なく、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続にもとづいて、情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当行はいっさいの責任を負いません。

5. 本サービスを利用したことによる損害は、当行に重大な過失がある場合を除き、契約者がいっさいの責任を負うものとします。

なお、当行に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、契約者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

第11条 届出事項の変更等

1. 届出事項を変更する場合、契約者はただちに当行所定の方法により届け出るものとします。
2. 契約者は、契約者または署名権限者に次の各号に定める事由が生じた場合には、ただちに当行に届け出るものとします。
 - (1) 相続の開始があったとき
 - (2) 支払の停止、破産手続開始、または民事再生手続開始の申立があったとき
 - (3) 後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けたとき
 - (4) 署名権限者が署名権限者としての権限を喪失したとき
3. 契約者は、署名権限者を変更する場合は当行所定の手続によりその旨を届け出るものとします。契約者からの届出前に変更前の署名権限者が行った行為の効果は、契約者に及ぶものとします。
4. 届出事項の変更は、当行所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとします。

第12条 届出連絡先への通知

1. 当行は、契約者もしくは署名権限者に対し、利用内容について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法によりあらかじめ当行に届け出た住所、電話番号、またはメールアドレスを連絡先とします。
2. 当行が前項にもとづき、通知、照会、または確認のための文書、電子メール等を発送もしくは発信した場合には、これらが延着し、または到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第13条 有効期間

本サービスの利用契約の有効期間は申込日から1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、有効期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第14条 解約等

1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者は本サービスにより締結した契約および当該契約にもとづく債務が残存している間は、本サービスを解約することはできません。
なお、契約者による解約は、当行所定の書面を当行に提出する方法によるものとします。

2. 前項の解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したときに生じるものとします。

なお、契約者が当行所定の書面を当行に提出した後、解約手続完了までに生じた損害については、当行はいっさいの責任を負いません。

3. 契約者または署名権限者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、いつでも本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
- (2) 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- (3) 契約者の財産について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき、もしくは競売手続の開始があったとき
- (4) 前三号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたと当行が判断したとき
- (5) 解散その他営業活動を停止したとき
- (6) 相続の開始があったとき
- (7) 本規定に定める届出（変更の届出を含みます。）につき、届出に懈怠があったとき、または届出内容に虚偽の内容があることが判明したとき
- (8) 不正な取引を行ったと当行が判断したとき
- (9) 法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行ったとき、または該当する恐れがあると当行が判断したとき
- (10) 本規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間で締結している約定、契約に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じたとき
- (11) 前各号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じたとき

4. 契約者または署名権限者に前項各号の事由が一つでも生じたときには、当行は契約者に通知することで、いつでも本サービスを解約することができるものとします。

なお、契約者への通知の到達の如何にかかわらず、当行が文書または電子メールをもって解約の通知を契約者があらかじめ届け出た住所もしくは所在地またはメールアドレスへ發送もしくは発信したときに、本サービスは解約されたものとします。

5. 本条にもとづき、本サービスの利用が停止された場合または本サービスが解約された場合、これにより生じた損害について、当行はいっさいの責任を負いません。

第15条 反社会的勢力の排除

1. 契約者は、契約者または署名権限者もしくはユーザが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しな

いことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者は、契約者または署名権限者もしくはユーザが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者または署名権限者もしくはユーザが、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して契約者もしくは署名権限者が虚偽の申告をしたことが判明し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止することができ、契約者に通知することで本サービスを解約することができるものとします。この場合も、第14条第4項なお書きが適用されるものとします。
4. 前項の規定の適用により、契約者に損害が生じた場合であっても、当行はいつさいの責任を負いません。また当行に損害が生じたときは、契約者がその責任を負うものとします。

第16条 サービスの変更・停止・廃止

1. 当行は、当行の都合により本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止または廃止することができるものとします。この場合、契約者は当行に対していつさいの異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止または廃止によって生じた損害について、当行に対する賠償請求は行わないものとします。
2. 当行は、本サービスを変更・停止・廃止する場合には、実施日および実施内容等を当行ホームページに掲載するなどによりあらかじめ告知するものとします。実施日以降は、契約者の同意があったものとみなして、本サービスの変更・停止・廃止ができるものとします。
3. 契約者は、当行が本サービスを廃止する場合、登録されている各種データを削除することに異議を述べません。

第17条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行所定の各関連規定により取扱います。

なお、本規定において定義のない用語で、各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

第18条 規定の変更等

1. 本規定の各条項その他の条件は、本サービスの内容変更その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容等を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第19条 権利・義務の譲渡・質入の禁止

契約者または署名権限者もしくはユーザは、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第20条 顧客情報の取扱

本サービスの利用に関し、当行は契約者または署名権限者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社・関連会社、代理人、またはその他の第三者に提供し、利用させることができるものとします。

第21条 個人情報の取扱

当行は、契約者または署名権限者が本サービスを利用することで当行が取得する個人情報については、当行「個人情報保護宣言」にもとづいて適切に取扱うものとします。

第22条 準拠法と管轄

本規定および本規定にもとづく取引は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。本規定にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以 上

2023年5月22日 現在

貸 52651 (2023. 5) ©